

旧優生保護法による優生手術などを受けた方へ

- 平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法一時金支給法（以下「法」という）」が成立し、公布・施行されました。
- 法の前文では、旧優生保護法の下、多くの方々が、生殖を不能にする手術・放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする旨が述べられています。
- 法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金を支給いたします。

1. 一時金の対象となる方について

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方（母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます）
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方（母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます）

2. 一時金の請求手続きについて

- ・ お住まいの都道府県の窓口にご請求書を提出してください（郵送による提出も可能です）。
- ・ 請求書や添付書類（診断書・領収書）の様式は、厚生労働省のホームページに掲載しているほか、都道府県のホームページや窓口などでも入手できます。
- ・ 請求期限は、平成31年4月24日（法律の施行日）から5年以内です。

請求書の記載事項や添付書類について

- 請求書には、様式に沿って、優生手術などを受けた医療機関の名称及び所在地、手術などを受けた年月日（時期）、手術などを受けるに至った経緯などを記載して下さい。
- 請求書を提出する際には、以下の資料を添付してください。
 - ・ 住民票の写しなど請求者の氏名、住所又は居所を証明する書類
 - ・ 優生手術などを受けたかどうかについての医師の診断の結果が記載された診断書
 - ・ 上記の診断書の作成に要する費用が記載された領収書など（一時金の支給が認められた場合、診断書作成費用が支給されます）
 - ・ 一時金の振込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類（通帳やキャッシュカードの写しなど）
 - ・ その他請求に係る事実を証明する資料（例：障害者手帳、戸籍謄本、関係者の陳述書、都道府県や医療機関等から入手した優生手術等の実施に関する書類など）

3. 一時金の金額

- ・ 一時金の額は、320万円（一律）です。
- ・ 支給決定後、ご指定の金融機関の口座に独立行政法人福祉医療機構から振り込まれます。

4. お問い合わせ先

- ・ 具体的な一時金の請求や相談に関することは、お住まいの都道府県の窓口にお問い合わせください。各都道府県の窓口については、裏面をご覧ください。
- ・ また、厚生労働省にも一時金の制度全般に関する電話相談窓口を設置しています。裏面をご参照ください。

都道府県 受付・相談窓口一覧

平成31年4月24日現在

No.	都道府県	窓口	電話番号	No.	都道府県	窓口	電話番号
1	北海道	旧優生保護法に関する相談支援センター	0120-031-711(専用)	25	滋賀県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	077-528-3653
2	青森県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	017-734-9303 ※専用回線を準備中	26	京都府	京都府旧優生保護法一時金相談ダイヤル	075-451-7100(専用)
3	岩手県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口、県内各保健所	019-629-5456(子ども子育て支援課)のほか県内各保健所 ※専用回線準備中	27	大阪府	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	06-6944-8196(専用)
4	宮城県	宮城県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	022-211-2322(専用)	28	兵庫県	旧優生保護法専用相談窓口	078-362-3439(専用)
5	秋田県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	018-860-1431(専用)	29	奈良県	奈良県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0742-27-8643(専用)
6	山形県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	023-630-2459(専用)	30	和歌山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	073-441-2642(健康推進課)のほか県内各保健所
7	福島県	旧優生保護法に関する相談窓口	024-521-8205	31	鳥取県	旧優生保護法下で不妊手術を受けられた方等の相談窓口	0857-26-7158
8	茨城県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	029-301-3270(専用)	32	島根県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0120-012974(専用) 0852-22-6625(専用)
9	栃木県	旧優生保護法関係相談窓口	028-623-3064	33	岡山県	旧優生保護法相談窓口	086-226-7870(専用)
10	群馬県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	027-226-2606	34	広島県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	082-227-1040(専用)
11	埼玉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	048-831-2777(専用)	35	山口県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	083-933-2946(専用)
12	千葉県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	043-223-2332(児童家庭課)のほか県内各健康福祉センター	36	徳島県	旧優生保護法一時金支給に関する受付・相談窓口	088-621-2300(専用)のほか県内各保健所
13	東京都	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	03-5320-4206(専用)	37	香川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	087-832-3900(専用)
14	神奈川県	旧優生保護法に関する一時金支給受付・相談窓口	045-210-4727 ※専用回線準備中	38	愛媛県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	089-912-2405(健康増進課)のほか県保健所
15	新潟県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	025-280-5197	39	高知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	088-823-9727(専用)
16	富山県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076-444-3226(健康課) 076-444-3525(専用 5/20~)	40	福岡県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	092-632-5175(専用)
17	石川県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	076-225-1495(専用)のほか県内各保健福祉センター	41	佐賀県	旧優生保護法一時金請求相談窓口	0120-525-856(専用)
18	福井県	健康福祉部子ども家庭課 県内各健康福祉センター	0776-20-0341(子ども家庭課)のほか県内各健康福祉センター	42	長崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	095-895-2445
19	山梨県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	055-223-1360(専用)	43	熊本県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	096-333-2352(専用)
20	長野県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	026-235-7143(専用)	44	大分県	旧優生保護法相談窓口	097-506-2760(専用)
21	岐阜県	旧優生保護法一時金支給受付・相談窓口	058-272-0877(専用)	45	宮崎県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	0985-26-0210(専用)
22	静岡県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	054-221-3157(専用)	46	鹿児島県	鹿児島県旧優生保護法一時金受付・相談窓口	099-286-3374(専用)
23	愛知県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	052-954-6009(専用)	47	沖縄県	保健医療部地域保健課母子保健班	098-866-2215
24	三重県	旧優生保護法一時金受付・相談窓口	059-224-2260(専用)				

※窓口に関する詳細は、厚生労働省ホームページや各都道府県のホームページなどを確認下さい。

<厚生労働省 旧優生保護法一時金相談窓口>

電話番号 03-3595-2575

受付時間 9:30~18:00 (月曜日から金曜日。土日祝日、年末年始を除く。)

